

奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第五十五号

奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例

奈良県農業大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「桜井市及び」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。